

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和八年四月一日から施行する。

令和六年埼玉県告示第百四十号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 公衆浴場入浴料金の統制額

イ 十二歳以上の者についての入浴料金 五百五十円

ロ 六歳以上十二歳未満の者についての入浴料金 二百円

ハ 六歳未満の者についての入浴料金 百円

二 その他の公衆浴場（公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）第五条第一項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百十九号）第二条第三項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）をいう。）の入浴料金については、一の規定は適用しない。